

選挙運動費用収支報告書 の作成及び提出について (青森県知事選挙用)

1回目提出期限は、令和5年6月19日（月）です。

令和5年4月
青森県選挙管理委員会

＜目 次＞

· I 留意事項	3
· II 収入簿（様式）	6
· II 収入簿（記載要領）	7
· III 支出簿（様式）	8
· III 支出簿（記載要領）	9
· III 支出簿（経費の分類）	12
· IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領	17
· V 領収書等の添付	32
· VI 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（記載例）	34
· VI 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（記載要領）	35
· VII 振込明細書に係る支出目的書（記載例）	36
· VII 振込明細書に係る支出目的書（記載要領）	37
· VIII 選挙運動費用収支報告書の提出期限	38
· IX 個人が政治家個人に対して選挙運動に関する寄附をした場合の優遇措置	39
· X 選挙運動費用収支報告書作成支援ソフトの活用について	42
· XI 参考：「選挙運動費用収支報告書」の記載等に係る最近の質疑	43

I 留意事項(その1)

<出納責任者の職務関係>

- 出納責任者でなければ、選挙運動に関する支出(立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く。)をすることはできません。ただし、出納責任者が文書による支出承諾を与えて他人に支出させることはできます。(公選法第187条第1項)
- 出納責任者は、会計帳簿を備えて選挙運動に関する全ての寄附その他の収入及び支出について所定事項を記載しなければなりません。(公選法第185条)
- 備え付けるべき会計帳簿は、収入簿と支出簿となっており(公選法施行規則第22条)、同規則第30号様式で様式例が定められています。
- 出納責任者以外の者が候補者のために寄附を受けたときは、出納責任者は、その者から7日以内に明細書を受領しなければなりません。ただし、出納責任者は、請求により直ちに明細書の提出を求めることもできます。(公選法第186条)
- 出納責任者は、就任後、直ちに立候補準備に要した費用の精算をしなければなりません。(公選法第187条第2項)
- 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書等を徴しなければなりません。また、出納責任者以外の者がした適法な支出の領収書の送付を受けなければなりません。(公選法第188条)
- 出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等の支出を証すべき書面を選挙運動費用収支報告書を提出した日から3年間保存しなければなりません。(公選法第191条第1項)

I 留意事項(その2)

<収入、支出及び寄附について>

- 「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾、又は約束をいう(公選法第179条第1項)とされており、「その他の財産上の利益」とは、必ずしも有体物に限られず、債務の免除、保証、労務の無償提供のように、金銭、物品以外のものでもこれを受ける者の側において財産上の価値があると認められる一切のものを含みます。
- 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のものをいう(公選法第179条第2項)とされています。
- 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう(公選法第179条第3項)とされています。なお、支出には、財産的利益の消費も含まれるとされておりますので、例えば、選挙事務所を無償で借りて使用した場合には、その使用料を時価に見積ってその額を寄附として収入に計上すると同時に、支出としても計上する必要があります。
- 「選挙運動に関する」とは、「選挙運動を行うために」の意であって、本来の選挙運動のみならず立候補の準備行為や選挙運動の準備行為も含まれます。さらには、選挙運動に従事する者同志の内部的な意思の連絡統一のための行為等のようにその行為自体は選挙運動に該当しなくても、究極において選挙運動のために行われる行為に関するものも含むものと解されています。(公職選挙法第197条で選挙運動に関する支出でないものとされているものもあります。(11ページ参照))

I 留意事項(その3)

〈その他〉

- 会社等の法人その他の団体が、公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に対して寄附をすることは、政治資金規正法第21条により一切禁止されています。したがって、会社等が候補者に対して金銭を寄附することはもちろん、会社等が保有する建物等を、候補者の選挙事務所として無償提供することもできませんので、御注意願います。
- 公選法第139条により、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子及び候補者の選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される一定の弁当を除き、何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、禁止されています。したがって、候補者が選挙人、選挙運動員等に提供する場合はもちろん、第三者から候補者等に提供する場合も禁止されていますので、御注意願います。
- 他人名義又は匿名の寄附をすること及び公職の候補者等がそれらの寄附を受けること（例：自身の政治活動（選挙運動を含む。）のために、選挙事務所や街頭等に募金箱等を設置して、匿名の寄附を受領する場合等）は、政治資金規正法第22条の6により、禁止されていますので、御注意願います。

II 収入簿－様式

1 収入簿

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業		
	円						
合 計							

II 収入簿－記載要領

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

III 支出簿－様式

2 支出簿

月日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
	円	円	円							
合計										

III 支出簿－記載要領(その1)

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用 (二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費((イ)選挙事務所費 (口)集合会場費等)(三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費(十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度合わせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
(次ページへ続く)

III 支出簿－記載要領(その2)

- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用ビラ又はポスターの作成)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

III 支出簿－記載要領(その3)

※ 以下のものは、公選法第197条により選挙運動に関する支出でないものとされています。したがって、会計帳簿に記載する必要はありません。

1 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

(供託金の納付、立候補の届出のために要する経費等は、その性格上選挙運動そのものではないため、選挙運動費用には算入されません。)

2 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

3 候補者が乗用する自動車、船舶、列車、飛行機、バス等のために要した支出

4 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

(選挙期日後に支払原因を生じた費用のことをいい、選挙期日前に生じた債務について選挙期日後にその支払をなすものは、これに含まれません。)

5 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

6 候補者届出政党、推薦団体又は確認団体が行う選挙運動のために要した支出

(該当する支出は、政治資金規正法による収支報告書に記入する必要があります。また、候補者に係る後援団体(政治団体)の政治活動に関する経費も同様に、政治資金規正法による収支報告書に記入する必要があります。)

7 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

(「選挙運動用自動車等を使用するために要した支出」とは、自動車等の借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等のことです。ただし、自動車等に取り付ける文書図画(看板)に要する経費は、選挙運動費用に計上しなければなりません。)

III 支出簿－経費の分類(その1)

<立候補準備のために要した支出と選挙運動のための支出について>

- 「立候補準備のために要した支出」

⇒ 立候補届出日の前日までの支出(支出の約束を含む。)です。

- 「選挙運動のための支出」

⇒ 立候補届出日以後の支出です。

<支出費目の分類上の注意>

1 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員(いわゆる「うぐいす嬢」)、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬のことです。事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、その者を使用する前に、必ず、文書で、当委員会に対して届け出る必要があります。当委員会に対して届出を行わなければ、それらの者に報酬を支払うことはできませんので、御注意願います。(労務者については届出をする必要はありません。)

なお、選挙運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、4 交通費、8 食料費等として処理してください。

III 支出簿－経費の分類(その2)

<支出費目の分類上の注意(続き)>

2 家屋費

(1) 選挙事務所費

主として借上料であって、この中には、事務所自体と机等の備品の借上料が考えられます。なお、事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれますので注意してください。

※ 候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合は、支出に計上する必要はありません。

(2) 集合会場費

主として個人演説会場の借上料等のことです。この中にも机などの備品の借上料が入ります。

3 通信費

主として電報、電話、葉書、封書等に要する費用のことです。電報は文書であって選挙運動のために使用することはできませんが、事務上の連絡のために使用することは差し支えありません。

葉書、封書も同様に、事務連絡用のものに限り使用できます。(なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり、計上されません。)

電話架設費は、選挙事務所費に入りますが、電話機の借上料と通信料は通信費に入ります。また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した郵送料等も計上してください。

III 支出簿－経費の分類(その3)

<支出費目の分類上の注意(続き)>

4 交通費

候補者、運動員、事務員、労務者等についてその支出が考えられますが、候補者の分については、原則として選挙運動費用とはみなされません。候補者と運動員がタクシーを拾ったような場合には、一般には運動員は便乗と解されるので、算入する必要はありません。運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積り、寄附及び支出として費用の中に算入しなければなりません。選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出(借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等)は、選挙運動のための支出とみなされないので、記載する必要はありません。ただし、自動車及び船舶に取り付ける文書図画に要する経費は、ここでいう「使用するために要した費用」とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければいけません。

5 印刷費

主として選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費のことです。なお、選挙運動のために使用するポスター及びビラの作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければいけません。

6 広告費

主として立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用のことです。

III 支出簿－経費の分類(その4)

<支出費目の分類上の注意(続き)>

7 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等のことです。

8 食料費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上認められた運動員及び労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等のことです。これら以外のものを運動員等に提供した場合、公職選挙法第139条(飲食物の提供の禁止)に抵触するおそれがあります。

9 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用のことです。

10 雑費

上記1～9以外のもので、例えばガス代、電気代、水道代等がこれに含まれます。看板等の作製に当たって、材料を提供して労務者を雇い作製したものであるときは、材料代は雑費になりますが、労務者に要した費用は人件費に、ペンキ代等は文具費に記載されることになります。

※ 選挙運動に関する支出は、以上のものに限られるものではなく、「選挙運動に関する費用」は、すべて適宜上記10の支出項目に当てはめて、月日順にその明細を記載しなければなりません。

III 支出簿－経費の分類(その5)

＜支出費目の分類例＞

支出例	妥当と解される支出費目	備考
選挙公報版下作製	広告費	
選挙公報用写真代	広告費	
コピー機リース料	選挙事務所費	選挙事務所の備品としてリースしている場合。なお、コピー機に係るコピー紙、トナー等の消耗品については文具費が妥当と解されます。
拡声器リース料	広告費	
新聞広告デザイン料	広告費	
候補者用タスキ	広告費	
選挙運動員用制服	雑費	
名刺	雑費	選挙運動用として名刺を使用することはできないため、社会通念上妥当と解される名刺である必要があります。
廃棄物処理	雑費	選挙運動期間中に行つた廃棄物処理は雑費と解されますが、選挙期日後の残務処理である場合は選挙運動費用に含みません。

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<記載例:表紙、収入の部>

選挙運動費用収支報告書

1 令和5年6月4日執行 青森県知事選挙

2 公職の候補者 住所 青森県〇〇市長島〇丁目〇番〇号
氏名 青森 花子

3 令和5年4月28日から
(第 1 回分)
令和5年6月19日まで

①

4 収入の部

年 月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 錢 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
令和5年5月3日	2,000,000 円	寄附	東京都〇〇区〇-〇-〇	〇〇党	政党		
令和5年5月3日	1,000,000	その他の収入					自己資金
令和5年5月5日	200,000	寄附	青森県〇〇市××町〇-〇	甲田 三郎	商業		金銭供与の約束〇年〇月〇日施行された
令和5年5月5日	510,000	寄附	青森県青森市〇〇町〇-〇	山川 四郎	商業	事務所無料借上〇日間50平方メートル1室	
令和5年5月12日	10,000	寄附					1件
令和5年5月18日	50,000	寄附	〇〇県△△市××町〇-〇	乙川 さくら	会社員		
令和5年5月18日	500,000	その他の収入					借入金
令和5年5月18日	10,000	寄附	青森県青森市△△町〇-〇	乙川 桃	会社員	無償労務従事8時間1人	

②

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<収入の部(その1)>

- 選挙の執行年月日、選挙の名称(選挙区名)、公職の候補者の住所及び氏名を立候補届出書どおりに記載します。(①)
- 「3 月 日から 月 日まで」の欄には、「4 収入の部」及び「5 支出の部」に記載された収入及び支出の中で、最初に収入のあった月日及び最後に支出のあった月日を記載します。「第 回分」の欄には、第1回分の報告書であれば、「第1回分」と記載します。(①)
- 1件1万円を超える(10,001円以上)ものについては、各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載します。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても、特定の公職の候補者の個人の寄附に対する税制上の優遇措置を受ける場合(40ページ以降参照)等、必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えありません。(②)
- 「年月日」欄には、実際に収入のあった日を記載しますが、寄附の約束の場合には、その約束のあった日を記載します。(②)
- 「金額又は見積額」の欄には、金銭の収入の場合にはその金額を、金銭以外の収入の場合にはそれを時価に見積った額を記載します。(②)
- 「種別」欄には、「寄附」又は「その他の収入」に区分して記載します。(②)

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<収入の部(その2)>

- 「寄附をした者」の欄には、その他の収入(自己資金、借入金等のうちから選挙運動費用にあてたものをいいます。)及び1万円以下の寄附については記載する必要はなく、1万円を超える寄附についてのみ、寄附をした者の住所、氏名及び職業(政治団体にあっては、主たる事務所の所在地及び政治団体の名称)を記載します。なお、政治団体の名称は、略称で記載せずに、正確に記載願います。(②)
- 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄には、金銭以外の収入に係る員数、金額、見積の根拠等を具体的に記載します。なお、公職選挙法第139条により飲食物の提供はできませんが、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子については提供することができるので、陣中見舞等として菓子の提供を受けた場合には、時価に見積った金額を寄附として記載するとともに、「5 支出の部」にも記載しなければなりません。(②)
- 「備考」の欄には、寄附の約束の場合、前述のとおり約束の日が「月日」欄に記載されるので、その旨並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載します。また、1件1万円以下の収入については、種別及び収入日ごとに合計されているので、その内訳(金額及び件数)を記載します。「自己資金」又は「借入金」の場合は、その旨記載します。)(②)

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

＜記載例：収入の部の合計欄＞

4 収入の部

年月日	金額又は見積額	種別	寄附をした者			金錢以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
	円						
小計	寄附						
	その他の収入						
	計						
計	寄附	2,780,000					
	その他の収入	1,500,000					
	計	4,280,000					③
前回計	寄附						
	その他の収入						
	計						
総額	寄附	2,780,000					
	その他の収入	1,500,000					
	総計	4,280,000					

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<収入の部の合計欄>

- 第1回分の報告書については、寄附及びその他の収入の区別に合計し、「計」の欄及び「総額」の欄に記載します。(③)
- 第2回分以降の報告書については、当該報告回分の合計を「計」の欄に、前回までの報告分の総額を「前回計」の欄に、それぞれ記載し、「計」と「前回計」の合計を「総額」の欄に記載します。(③)

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<記載例: 収入の部の参考欄>

参考	公費負担相当額 1,205,000円 (内訳) ビラ作成費 ポスター作成費	455,000円 750,000円
----	--	----------------------

④

<収入の部の参考欄>

- 選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るもの)をいいます。)を必ず記載してください。(④)
- 選挙運動用自動車及び船舶の使用に要した支出(借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等)は、公職選挙法第197条第2項により、選挙運動に関する支出とはみなされないので、この「参考欄」に記載する必要はありません。(④)
- 第2回分以降の選挙運動費用収支報告書にも忘れずに記載してください。

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

＜記載例：支出の部＞

5 支出の部

年月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金錢以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
(一) 人件費	円							
令和5年5月18日	10,000	選挙運動	人件費	青森県青森市△△町○-○	乙川 桃	会社員	無償労務従事8時間1人	
令和5年6月3日	255,000	選挙運動	車上運動員報酬	青森県○○市××町1-2	○○ ○子	無職		
令和5年6月3日	170,000	選挙運動	事務員報酬	青森県○○市××町1-3	○○ ○代	無職		
令和5年6月3日	255,000	選挙運動	車上運動員報酬	青森県○○市××町1-4	○○ ○美	無職		
令和5年6月3日	170,000	選挙運動	事務員報酬	青森県○○市××町1-4	○○ ○江	無職		
令和5年6月3日	15,000	選挙運動	要約筆記者報酬	青森県○○市××町1-5	○○ ○奈	無職		
令和5年6月3日	60,000	選挙運動	手話通訳者報酬	青森県○○市××町1-5	○○ ○加	無職		
人件費計	935,000							
(二) 家屋費								
(イ) 選挙事務所費計	625,500							
令和5年5月5日	510,000	立候補準備	選挙事務所	青森県○○市××町○-○	山川 四郎	商業	事務所無料借上〇日間 50平方メートル1室	
令和5年5月5日	10,500	立候補準備	臨時電話架設	青森県○○市××町○-○	○○株式会社			
令和5年6月5日	105,000	選挙運動	選挙事務所備品借上料	青森県○○市××町○-○	○○リース株式会社			
(ロ) 集合会場費等計	105,000							
令和5年5月31日	105,000	選挙運動	個人演説会会場費	青森県○○市××町○-○	○○ホテル			
家屋費計	730,500							
小計	立候補準備のための支出	520,500						
	選挙運動のための支出	1,145,000						
	計	1,665,500						

⑤

⑥

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<記載例: 支出の部>

5 支出の部

年月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
(三) 通信費								
令和5年5月16日	8,000	立候補準備	切手購入	東京都〇〇区〇-〇-〇	凸凹株式会社			
令和5年6月16日	10,000 円	選挙運動	通話料	青森県〇〇市××町〇-〇	〇〇〇株式会社			
通信費計	18,000							
(四) 交通費								
令和5年5月16日	4,400	立候補準備	電車代	〇〇県××市▲▲21-3	株式会社〇〇〇			
交通費計	4,400							
(五) 印刷費								
令和5年5月8日	750,000	立候補準備	ポスター印刷費	〇〇市△△1-1	〇×印刷株式会社		公費負担	
令和5年5月8日	455,000	立候補準備	ビラ印刷費	〇〇市△△1-1	〇×印刷株式会社		公費負担	
令和5年5月8日	40,000	立候補準備	はがき印刷費	〇〇市△△1-1	〇×印刷株式会社			
印刷費計	1,245,000							
小計	立候補準備のための支出	1,257,400						
	選挙運動のための支出	10,000						
	計	1,267,400						

⑧

⑦

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

＜記載例：支出の部＞

5 支出の部

年月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
(六) 広告費	円							
令和5年5月12日	21,000	立候補準備	たすき作成費	〇〇県▲▲市〇〇町8-7	有限会社〇〇染物			
令和5年5月12日	150,000	立候補準備	選挙事務所看板作成費	〇〇県▲▲市〇〇町1-5	株式会社□□看板			
令和5年5月12日	180,000	立候補準備	選挙運動用自動車看板作成費	〇〇県▲▲市〇〇町1-5	株式会社□□看板			
令和5年5月12日	200,000	立候補準備	個人演説会看板作成費	〇〇県▲▲市〇〇町1-5	株式会社□□看板			
令和5年6月16日	500,000	選挙運動	拡声機借上げ料	〇〇県××市▲▲21-3	(株)▲▲音響			
広告費計	1,051,000							
(七) 文具費								
令和5年4月28日	100,000	立候補準備	文具購入費	〇〇市××6-6-6	(株)〇〇事務機販売			
文房具計	100,000							
(八) 食料費								
令和5年5月18日	3,000	選挙運動	お茶菓子購入	〇〇市××1-9-4	(株)〇〇スーパー			
令和5年6月3日	45,000	選挙運動	弁当代(①1,000×45食)	〇〇市▲▲町7-6	〇〇仕出し店(株)			
食料費計	48,000							
(九) 休泊費								
令和5年5月28日	8,000	選挙運動	宿泊料	〇〇市〇〇11	〇〇ホテル(株)			
休泊費計	8,000							
小計	立候補準備のための支出	651,000						
	選挙運動のための支出	556,000						
	計	1,207,000						

⑨

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<支出の部(その1)>

○ 支出の部については、会計帳簿の記載と同様に、次に掲げる10費目に分類して記載します。費目の分類については、前述の「支出費目の分類上の注意」を御確認願います。なお、公費負担となるもの(選挙運動用自動車等の使用に要する経費を除く。)も記載しなければなりません。

(1)人件費、(2)家屋費(選挙事務所費、集合会場費)、(3)通信費、(4)交通費、(5)印刷費、
(6)広告費、(7)文具費、(8)食料費、(9)休泊費、(10)雑費

※ 家屋費は、選挙事務所費と集合会場費に分けて記載願います。(⑥)

※ 食料費の記載に当たっては、公選法第139条(飲食物の提供の禁止)に御注意願います。(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子と候補者の選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される一定の弁当を除き、何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、禁止されています。したがって、候補者が選挙人、選挙運動員等に提供する場合はもちろん、第三者から候補者等に提供する場合も禁止されています。(⑨))

○ 「年月日」欄には、収入の部と同様に実際に支出のあった日を記載しますが、支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載しなければならないので、必ずしも実際に支出した日と一致しないことがあります。また、選挙運動用ビラやポスターのように公費負担となる場合は、ポスター印刷に係る契約締結年月日を記載の上、「備考」欄に「公費負担」と明記願います。(⑦及び⑧)

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<支出の部(その2)>

- 「金額又は見積額」の欄には、収入の部と同様、金銭の支出の場合には当該金額を、金銭以外の支出の場合には時価に見積った額(無償提供等の場合には、収入の部に記載されている金額と同額)を記載します。
- 「区分」の欄については、立候補届出日の前日までの支出(支出の約束を含む。)を「立候補準備のための支出」とし、立候補届出日以後の支出を「選挙運動のための支出」として、区分して記載します。
- 「支出の目的」欄には、その費目について、例えば、事務員報酬、労務者報酬、ポスター印刷等の支出の目的を具体的に記載します。
- 「支出を受けた者」の欄には、収入の部と同様に、支出を受けた者の住所、氏名及び職業(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び法人等の名称)を記載します。
- 「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄には、収入の部と同様に、金銭以外の支出を時価に見積った場合の単価、数量等を具体的に記載します。(⑤)
- 「備考」の欄には、支出の約束をしたものについてはその旨並びに履行の有無及び支出の月日、さらに約束したものの見積額の明細を記載します。なお、この「備考」の欄には、支出の計算基礎が記載される場合もあります。

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

＜記載例：支出の部の合計欄＞

5 支出の部

年月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
(+) 雑費	円							
令和5年6月19日	5,000	選挙運動	電気代	〇〇市××1-2-3	△△電力株式会社			
令和5年6月19日	5,000	選挙運動	ガス代	〇〇市××1-2-4	〇〇ガス株式会社			
令和5年6月19日	8,000	選挙運動	水道代	〇〇市××1-2-5	〇〇市			
令和5年6月19日	5,000	選挙運動	灯油代	〇〇市××1-2-6	××燃料株式会社			
雑費計	23,000							
小計	立候補準備のための支出	0						
	選挙運動のための支出	23,000						
	計	23,000						
計	立候補準備のための支出	2,428,900						
	選挙運動のための支出	1,734,000						
	計	4,162,900						
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出	2,428,900						
	選挙運動のための支出	1,734,000						
	総計	4,162,900						

⑩

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<支出の部の合計欄>

- 「計」、「前回計」及び「総額」の欄には、「立候補準備のための支出」と「選挙運動のための支出」とを区分して合計します。(⑩)
- 第1回分の報告書にあっては、「計」及び「総額」の欄に記載します。(⑩)
- 第2回分以降の報告書にあっては、前回までの総額を「前回計」の欄に記載します。(⑩)

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

＜記載例：支出のうち公費負担相当額、出納責任者欄＞

5 支出の部

支出のうち公費負担 相当額	項目	単価（A）	枚数（B）	金額（A）×（B）=（C）
	ビラの作成	6.50 円	70,000 枚	455,000 円
	ポスターの作成	100 円	7,500 枚	750,000 円
	計			1,205,000 円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和5年6月19日

⑫

出納責任者 住 所 青森県〇〇市▲▲丁目〇番地〇
氏 名 長島 会計

⑪

長島 (印)

備 考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部においては、債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 6 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るもの)を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 7 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 8 支出の部においては、(一)人件費 (二)家屋費 (三)選挙事務所費 (四)集合会場費等 (五)通信費 (六)交通費 (七)印刷費 (八)広告費 (九)文具費 (十)食料費 (十一)休泊費 (十二)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 9 支出の部中「金額又は見積額」の欄には、金銭の支出と財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときにこれらを時価に見積もった金額との合計を記載するものとする。
- 10 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 11 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 12 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 13 選挙運動に係る公費負担対象支出(ポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 14 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 15 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 16 出納責任者本人が提出する場合にあつては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名やその他の措置がある場合はこの限りではない。

押印義務を見直しました。次ページ「出納責任者欄」の説明を参照してください。

IV 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

＜支出のうち公費負担相当額欄＞

- 「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載します。ただし、各項目において2以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載します。(⑪)
- 選挙運動用自動車及び船舶の使用に要した支出(借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等)は、公職選挙法第197条第2項により、選挙運動に関する支出とはみなされないので、この「参考欄」に記載する必要はありません。(⑪)
- 第2回分以降の選挙運動費用収支報告書にも忘れずに記載してください。

＜出納責任者欄＞

- 「出納責任者の住所及び氏名」欄には、立候補届出時に選挙管理委員会に届け出たとおり記載し、出納責任者の印を押印します。宣誓年月日も忘れずに記載してください。(⑫)
- 記載した出納責任者の氏名が、本人の署名である場合又は本人の記名押印がある場合を除き、出納責任者が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には、出納責任者からの委任状及び代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

V 領収書等の添付

- 1 出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴しなければなりません。(公選法第188条第1項)
- 2 出納責任者が、選挙運動費用収支報告書を提出する際には、領収書その他の支出を証すべき書面の写し(複写機により作成願います。)を添付して、提出しなければなりません。(公選法第189条第1項)
- 3 バス代等通常領収書等を発行しないもの、公費負担によるもの、コンビニエンスストア等への振込みによる支出に係るもの(払込金受領証の写しも添付願います。)及び労務等の無償提供によるもののように、事実上領収書等を徴することが不可能な場合には、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」(公選法施行規則第31号様式の2)を添付しなければなりません。
- 4 金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面「振込明細書に係る支出目的書」(公選法施行規則第31号様式の3)及び当該支出の金額及び年月日を記載したもの(振込明細書)の写しを添付しなければなりません。
- 5 3及び4の場合において、金融機関やコンビニエンスストアで公共料金等を支払った際に発行される払込金受領証に、支出の金額、年月日及び目的が記載されているときは、払込金受領証の写しのみ提出願います。(「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」の提出は不要です。詳しくは、次ページの表を御覧ください。)

V 領収書等の添付

○ 金融機関等に振込の方法により支出した場合の選挙運動費用収支報告書に添付する書類について

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年4月9日総務省令第41号)の施行日(平成24年4月29日)以後その期日を公示され又は告示される選挙からの取扱いです。

- ★ 「払込金受領証」に支出の目的が記載されているか否かによって取扱いが異なります。
※ いずれの場合も「払込金受領証」の写しの提出も必要です。

	(1)金融機関で払い込んだ場合	(2)コンビニエンスストアで払い込んだ場合
<u>支出の目的が記載されていない「<u>払込金受領証</u>」の写しに添付する書類</u>	ア「 <u>領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書</u> 」 又は イ「 <u>振込明細書に係る支出目的書</u> 」 のいずれか	ア「 <u>領収書等を徵し難い事情があつた支出の明細書</u> 」
<u>支出の目的が記載されている「<u>払込金受領証</u>」の写しに添付する書類</u>	提出不要	提出不要

VI 領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書(記載例)

領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書

(甲)

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難かった事情
令和5年5月18日	10,000 円	選挙運動	人件費	労務の無償提供のため
令和5年5月5日	510,000	立候補準備	選挙事務所	無償提供のため
令和5年5月8日	750,000	立候補準備	ポスター印刷費	公費負担のため
令和5年5月8日	455,000	立候補準備	ビラ印刷費	公費負担のため

1 令和5年6月4日執行

青森県知事選挙

2 公職の候補者

氏名 青森 花子

3 出納責任者

氏名 長島 会計

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

VI 領収書等を徵し難い事情があった支出の明細書(記載要領)

- 「支出の年月日」、「支出の金額」、「区分」、「支出の目的」欄には、選挙運動費用収支報告書の「5 支出の部」の該当する支出と同様に記載願います。
- 「領収書その他の支出を証すべき書面を徵し難かった事情」の欄には、当該事情を具体的に記載します。
- 選挙の執行年月日、選挙の名称(選挙区名)、公職の候補者及び出納責任者の氏名は、立候補届出書及び出納責任者選任届のとおりに記載します。
- 1枚の様式に書き切れない場合は、別様式に記載願います。

VII 振込明細書に係る支出目的書(記載例)

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
(六) 広告費	拡声機借上げ料

1 令和5年6月4日 執行 青森県知事選挙

2 公職の候補者 氏名 青森 花子

3 出納責任者 氏名 長島 会計

備 考

- 1 「支出の費目」の欄には、(一)人件費(二)家屋費((イ)選挙事務所費(ロ)集合会場費等)(三)通信費(四)交通費(五)印刷費(六)広告費(七)文具費(八)食料費(九)休泊費(十)雑費の区別を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

VII 振込明細書に係る支出目的書(記載要領)

- 「支出の費目」欄には、(一)人件費、(二)家屋費((イ)選挙事務所費、(ロ)集合会場費)、(三)通信費、(四)交通費、(五)印刷費、(六)広告費、(七)文具費、(八)食料費、(九)休泊費、(十)雑費の区別を記載します。
- 「支出の目的」欄には、選挙運動費用収支報告書の「5 支出の部」の該当する支出と同様に記載願います。
- 選挙の執行年月日、選挙の名称(選挙区名)、公職の候補者及び出納責任者の氏名は、立候補届出書及び出納責任者選任届のとおりに記載します。
- 本様式は、支出の目的ごとに別葉に作成します。したがって、同一の支出の費目において支出の目的が同一である支出が複数ある場合は本様式は1枚のみ作成し、同一の支出の費目において支出の目的が異なる場合は、その目的ごとに本様式を作成願います。

VIII 選挙運動費用収支報告書の提出期限

○ 提出期限:令和5年6月19日(月)(※選挙の期日から15日以内)

※ (1)当該選挙の期日の告示の日前まで、(2)選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで及び(3)選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出について記載して報告してください。

※ 提出期限までに提出する、上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に提出してください。

※ 選挙運動費用の収支報告書若しくはこれに添付すべき書面(領収書等)の提出をせず又はこれらに虚偽の記入をした出納責任者は処罰されます。(公選法第246条第5号の2)

○ 選挙運動費用収支報告書の公表等(公選法第192条)

- ・ 選挙運動費用収支報告書については、当委員会においてその内容を取りまとめ、青森県報によりその要旨を公表することとされています。
- ・ 選挙運動費用収支報告書については、当委員会において受理した日から3年間保存し、その期間内においては、何人もその閲覧を請求することができることとされています。

IX 個人が政治家個人に対して選挙運動に関する寄附をした場合の優遇措置

- 個人が行う政治献金のうち、特定の公職（衆議院議員、参議院議員、都道府県議会議員、都道府県知事又は政令指定都市の議会の議員若しくはその市長）の候補者（公職選挙法第86条、第86条の3又は第86条の4の規定により届出があった者）のその公職に係る選挙運動に関してされた寄附は、寄附の量的制限に違反するなど法の規定に違反するものを除き、寄附金控除の対象となります。
- なお、公職の候補者の政治活動に関してされる寄附のうち、金銭等によるものは、政治資金規正法第21条の2により、選挙運動に関する寄附のみ認められています。
- 手続の流れについては、次ページを御覧ください。
- 寄附金控除の適用を受けるためには、寄附者が最寄りの税務署において確定申告を行う必要があります。
- 確定申告等の具体的な手続や控除額の計算方法については、最寄りの税務署にお問い合わせくださいとあります。

IX 個人が政治家個人に対して選挙運動に関する寄附をした場合の優遇措置

○ 手続の流れ

- 1 寄附を受けた公職の候補者が「寄附金(税額)控除のための書類」(記載例は、次ページ参照)を作成し、選挙運動費用収支報告書に添付して提出してください。
なお、寄附金控除の適用を受ける場合は、1件1万円以下の寄附であっても、選挙運動費用収支報告書の「4 収入の部」に、優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、寄附金の額及び寄附年月日等が記載されている必要がありますので、御注意ください。
- 2 当委員会において、「寄附金(税額)控除のための書類」と選挙運動費用収支報告書の記載内容を照合し、一致している場合は、「寄附金(税額)控除のための書類」に確認印を押して公職の候補者に返却しますので、寄附者に交付してくださるようお願いします。(提出後、2~5日ほど日数がかかります。)
- 3 寄附者において、「寄附金控除のための書類」により、最寄りの税務署において確定申告を行ってください。

IX 個人が政治家個人に対して選挙運動に関する寄附をした場合の優遇措置

○ 記載例

確認欄												
寄附金（税額）控除のための書類												
この寄附金は、公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。												
(寄附をした者)												
氏名	乙川 さくら											
住所	〇〇県△△市××町〇-〇											
寄附金の額	百万	十万	万	千	百	十	円	¥	5	0	0	
寄附年月日	令和5年5月18日											
(寄附を受けた個人)												
公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	青森 花子										
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	青森県知事選挙 令和5年5月18日										
住所	青森県〇〇市長島〇丁目〇番〇号											
(寄附の内訳)												
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	
..	円		
..			
..			
..			
..			

・ 選挙運動費用収支報告書の「4 収入の部」と同様に記載願います。

・ 寄附金の額の前に「¥」を必ず加えてください。

・ 複数回にわたり寄附を行った場合には、「寄附年月日」の欄は空欄とし、下の(寄附の内訳)の「年月日」及び「金額」欄に内訳を記載願います。

・ 選挙運動費用収支報告書記載のとおりに記載願います。

・ この欄には、複数回にわたり寄附を行った場合にその内訳を記載願います。上の(寄附をした者)の「寄附年月日」欄は空欄としてください。

X 選挙運動費用収支報告書作成支援ソフトの活用について

- ◎ 標記様式(エクセルファイル)を使用することにより、国政選挙・地方選挙を問わず、公職の候補者の選挙運動費用収支報告書を作成することができます。
- ◎ 様式の入手方法(総務省のホームページから入手できます。)
 - 1 総務省ホームページ「選挙運動費用収支報告書作成支援様式」へアクセスする。
URL:http://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html
 - 2 「1. ダウンロード」の「選挙運動費用収支報告書様式」をクリックし、パソコン等に保存の上、使用してください。

XI 参考：「選挙運動費用収支報告書」の記載等に係る最近の質疑等

- ◎ 出典：「選挙」（都道府県選挙管理委員会連合会発行）の「～選管職員のための実践講座Q&A～“公選法”ここがポイント！（東京都選挙管理委員会事務局選挙課）」から）
- ◎ 出典：「私たちが拓く日本の未来」（総務省 文部科学省 著）から）

(2011年5月号34頁)

うぐいす嬢が選挙運動ビラを配ってもいいの？

【Q1】

報酬で雇われた車上運動員が街頭演説の場で選挙運動ビラを配布できるか。

【A1】

車上での選挙運動が本務であり、選挙運動ビラの配布は一時的に行う程度であれば差し支えない。

(解説)

選挙運動は自主的に無報酬で行うのが原則であり、選挙運動に対し報酬を支払うことは、通常は買収の推定を受けることとなり罰則が適用される。したがって選挙運動ビラを配布する行為も選挙運動そのものであり、これに対し報酬を支払うことはできない。

一方、車上運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）については、法第197条2の第2項の規定により、「専ら」選挙運動用自動車の上における選挙運動のために使用する者について、あらかじめ当該選挙管理委員会へ届け出た者に限り（法197の2⑤）、定められた額の報酬を支給することができるとしている。すなわち車上運動員については、選挙運動に対し報酬を支払うことができる極めて例外的なものといえ、選挙運動用自動車の上における選挙運動を本務としている限り、停止した自動車等の周囲などで、一時的に選挙運動を行っても差し支えないものと解される。

(2011年5月号36頁)

ポスター掲示作業の業者委託

【Q4】

ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示する作業を、一括して業者に委託することはできるか。また、人材派遣により行う場合はどうか。

【A4】

いずれも差し支えない。

(解説)

選挙運動に当たらない単純作業を、労務者を雇って行なわせることは自由にできるとされている。そこで、ポスター掲示場への掲示作業を、業者に一括して委託することの可否であるが、たとえば選挙事務所の設営、あるいはポスターや葉書の印刷を業者に委託することは、選挙運動にわたりない単純労務として可能とされている。これらと同様、ポスター掲示場の定められた区画にポスターを掲示する行為は、単純労務と解されることから、一括して業者に委託しても差し支えない。

また、別な事例として人材派遣により、ポスターの掲示作業を労務者に行わせる場合、人材派遣会社の業務は派遣そのものであり、ポスターの掲示作業については、直接的には候補者と労務者との指揮命令関係により行われることとなる。このため、法第197条の2第1項及び令第129条第1項第2号の規定が適用されるため、労務者に支払う金額（報酬）と、人材派遣会社に支払う金額（派遣料）とを明確に区分しておく必要がある。

次に、車上運動員（いわゆる「うぐいす娘。」）の業務を、業者に一括して委託することの可否について考えてみたい。車上運動員は単純労務とは異なり、有権者に対し直接働きかけを行うことから、公選法上、選挙運動に対して報酬を支払うことができる極めて例外的なものといえる。このため、車上運動員の報酬については、法第197条の2第2項及び令第129条第4項の規定により上限額が明確に定められているとともに、法第197条の2第5項の規定により、あらかじめ報酬の支給を受ける者について当該選挙管理委員会への届出の義務を課している。

よって、車上運動員の業務を一括して業者に委託契約することはできないものと解する。しかし、前述の人材派遣会社に委託するように、単なる車上運動員の派遣契約であり、あらかじめ選挙管理委員会に車上運動員として届出がなされ、かつ定められた上限額の範囲以内（15,000円）であれば報酬を支給することは可能である。この場合、候補者は各人から領収証を徴収しなければならない。

(2011年7月号19頁)

選挙運動用ポスターを印刷し直したときの 費用について

【Q4】

候補者が選挙運動用ポスターを作成した後、新たに浮上した争点を明確に表示させるため、そのポスターは使用せず別なデザインのポスターに作り直したが、収支報告書の記載はどのようにすべきか。

また、公費負担請求はどこまで可能か。

【A4】

前段：選挙運動に使用しなかったポスターの作成費は、収支報告書に記載する必要はない。

後段：実際に選挙運動に使用したポスターに係る費用のみが公費負担の対象となる。

(解説)

選挙運動用通常葉書として作成した私製葉書が、規格に合わないため破棄した場合、選挙運動費用に算入しないとの実例がある。選挙運動用ポスターについてもデザインの変更等により、当初作成した選挙運動用ポスターを使用しなかった場合、前述の実例と同様の扱いになると解され、選挙運動費用には参入されないため、収支報告書に記載する必要はない。

また、公費負担請求の対象となるものは、実際に選挙運動に使用したものであり、設問の場合、新たに作り直したポスター作成費用のみが公費負担請求の対象となる。

(2011年8月号23頁)

報酬を支払わない車上運動員等の 収支報告書への計上は？

【Q3】

報酬を支払わない車上運動員及び選挙運動のための事務員等は、すべて「労務の無償提供」として収支報告書に計上すべきか。

【A3】

最初から無報酬で従事する場合は収支報告書に計上する必要はないが、報酬を支払う者として選管に届け出た者が、無報酬で従事した場合は、「労務の無償提供」として収支報告書に計上すべきである。

(解説)

車上運動員、選挙運動のために使用する事務員及び手話通訳者については、選挙運動期間中、政令（令129③、⑦）で定める員数の範囲内において、1人1日につき政令（令129④）で定める額の報酬を支給できる」とされている。（法197の2②）

しかし、この規定は、あくまで「使用者」に対し「報酬を支給」する場合の規定である。選挙運動は基本的に無報酬で行うことが原則であり、最初から自主的に車上運動員、選挙運動のための事務員等として従事したとしても、そのことをもって直ちに「労務の無償提供」とはならない。よって、この場合は収支報告書に計上する必要はないものと解する。

一方、報酬を支払う車上運動員、選挙運動のために使用する事務員等として、選管への届出（法197の2⑤）があり、候補者が報酬を支払う意思があるにも関わらず、車上運動員等として使用された者がこれを辞退した場合などは、当然「労務の無償提供」に当たるので、収支報告書の収入（寄附）及び支出として計上すべきである。

(2011年9月号28頁)

収支報告書における消費税分の取扱い

【Q4】

選挙運動費用の支出に伴う消費税分は、収支報告書に計上しなくてもよい。

【A4】

支出として計上しなければならない。

(解説)

法第197条第1項第5号の規定において、選挙運動に関する支出とみなされないものの一つとして、「選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料」が挙げられている。このため、選挙運動の支出に伴う消費税についても、支出として計上しなくともよいのではと疑義の生じるところではある。しかし、消費税法第5条の規定では消費税の納税義務者は「事業者」となっていることから、法第197条第1項第5号に規定されている「選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税」には直接該当せず、選挙運動に関する支出として計上しなければならないとされている。

(2011年11月号43頁)

選挙運動事務員として未成年者を使用できるか？

【Q3】

選挙運動のために使用する事務員は、選挙人に直接働きかけを行わない職種なので未成年者を使用しても差し支えないと考えるがどうか。

【A3】

未成年者は使用できないものと解する。

(解説)

未成年者を選挙運動に使用することについては、法第137条の2第2項の規定により禁じられているが、同規定ただし書きで「選挙運動のための労務に使用する場合」は、除外されている。よって、選挙人に直接働きかける行為を行わない「単純労務」として使用することは差し支えない。

一方、選挙運動事務員については、公選法上197条の2第2項により、「選挙運動に従事する者」と規定されており、車上運動員や手話通訳者と同列に扱われている。

また、選挙運動事務員としての業務からみても、電話の応対、選挙事務所への来訪者の接待、帳簿の管理などで、自らの判断が必要な場合も想定されるとともに、間接的には選挙運動に結びつきやすい状況にあるといえる。

以上から、未成年者を選挙運動事務員として使用することはできないものと解する。

(2014年4月号20頁)

無償貸与、無償提供と収支報告

【Q】

選挙運動のために使用する自動車を支持者から無償貸与されたが、収支報告書にはどのように記載すべきか。

また、その自動車の運転労務についても無償提供を受けたが、この場合はどうか。

【A】

前段、後段とも、それぞれ時価に換算して収入（寄附）に記載する必要はあるが、支出に記載する必要はない。

（解説）

公選法第189条第1項は、出納責任者に対して、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について記載した報告書を、選挙期日から15日以内に当該選挙を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員選挙は中央選挙管理会）に提出することを義務付けている。

また、同法第197条は、選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲を定めており、同条第2項では選挙運動用自動車に要した支出もその範囲に含まれると規定している。

設問の事例にある選挙運動のために使用する自動車の無償貸与と当該自動車の運転労務の無償提供は、公選法上、寄附（財産上の利益の供与）に当たると解される（同法第179条第2項）。この場合、同法第197条の規定は「選挙運動に関する『支出』とみなされないもの」の範囲であることから、『収入（寄附）』は該当せず、それぞれ時価に換算して収支報告書の収入に記載する必要がある。

一方、選挙運動用自動車に要した支出は、前述のとおり選挙運動に関する支出とみなされないものであり、これには、自動車本体の使用料の他、ガソリン・オイル代、運転手の報酬、超過勤務手当、宿泊代、食事料なども含まれるとされている。したがって、これらは収支報告書の支出には記載する必要はない。ただし、選挙運動用自動車に取り付けて使用する法定の拡声機、看板類に要する経費は、選挙運動費用に算入する必要があり、収支報告書の支出（広告費）に記載することとなる。

また、選挙運動用自動車関係以外の、例えば、選挙事務所の無償借用や選挙運動用葉書の宛名書き、物資の運搬など労務の無償提供の場合であれば、時価に換算して寄附に算入するとともに、支出の家屋費（選挙事務所費）や人件費にも算入する必要がある。

(2014年12月号33頁)

選挙運動用自動車運転手の労務者報酬

【Q】

衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者Xが、選挙運動用自動車の運転手Yと次の日額により契約し、報酬を支払うことは公職選挙法に抵触しないか。

なお、Yに対する報酬のうち選挙公営の上限額を超過する額については、Xが自らYに支給することとし、Yの業務従事時間は午前7時30分から午後8時30分までの13時間（うち休憩時間は1時間）とする。

- (1) 日額1万円
- (2) 日額1万5千円
- (3) 日額2万円

【A】

(1)(2)は支給可能であるが、(3)は買収罪に抵触するおそれがある。

(解説)

公職選挙法上、選挙運動用自動車の運転手は選挙運動のために使用する労務者と解されている。その労務者の報酬額については、法第197条の2において「政令（令第129条）で定める基準に従い、当該選挙を管理する選管が定める。」とされており、令第129条第1項第2号では、「基本日額は1万円以内、超過勤務手当は基本日額の5割以内」とされている。また、基本日額については、「8時間労働に対して支給」と解されている。

設問の事例は、1日13時間（休憩時間1時間）の業務従事に対して支給する日額となっており、基本日額等の契約内容は明示されていないが超過勤務手当を含む日額と解される。(1)(2)については、政令で定める基準額内であることから、当該小選挙区選挙を管理する都道府県選管が政令どおりに基準額を定めている場合は、支給可能である。ただし、(1)の1万円であっても、基本日額5千円、超過勤務手当5千円という契約内容であれば違法のおそれはある。(3)については、政令基準額を超えていていることから違法と解され、この場合、法第197条の2違反の罰則はなく法第221条の買収罪が適用されるおそれがある。また、(2)の場合、選挙公営（公費負担、法第141条第7項）の上限額12,500円（令第109条の4第2項第2号ハ）を超えることとなるが、公費負担が受けられる場合、超えた部分を候補者が負担することに問題はない。

なお、運転手への報酬を含む「選挙運動用自動車の使用に要した支出」は、法第197条第2項により「選挙運動に関する支出とみなされないもの」とされていることから、選挙運動費用収支報告書に記載する必要はない。

(2015年1月号48頁)

車上運動員の報酬

【Q】

選挙運動従事者のうちの車上運動員等や労務者に対しては、選挙管理委員会が定める額の報酬を支給することができるが、車上運動員として届出があった者への報酬の支給について、次のことは可能か。

なお、選挙管理委員会が定める報酬額は、車上運動員は日額15,000円以内、労務者は基本日額10,000円以内、超過勤務手当日額5,000円以内とする。

- (1) 同一人が1日ごとに車上運動員の業務と労務者の業務に従事し、それぞれ従事した日ごとに車上運動員報酬15,000円、労務者報酬10,000円を支給すること。
- (2) 車上運動員が本来業務の休憩時間に労務者の業務に従事した場合や停車している選挙運動用自動車の周囲でピラ配りを行った場合に、報酬15,000円を支給すること。
- (3) 同一人が1日8時間勤務のうちの6時間を労務者の業務に従事し、残りの2時間を車上運動員の業務に従事した場合、労務者報酬7,500円と車上運動員報酬3,750円をそれぞれ支給すること。

【A】

(1)(2)は支給可能であるが、(3)は報酬を支給することはできない。

(解説)

- (1) 同一人が一般の選挙運動員、車上運動員及び労務者を兼ねて従事する場合、従事の実態により（どれに当たるのか）判断することとされているが、各日ごとに判断することは可能と解されている。そのため、各日ごとに車上運動員又は労務者としての従事実態が認められれば、その日ごとに規定の報酬額を支給できると解される。この場合、車上運動員の事前届け出については、その従事日を明確にしておく必要がある。
- (2) 車上運動員が、本務の休憩時間等に一時的に本務外の選挙運動や労務に従事したとしても、本務に対する報酬を支給することは差し支えないと解されている。なお、労務者報酬を支給することはできない。
- (3) 一時的に車上で選挙運動に従事する者は、公職選挙法第197条の2第2項でいう「専ら選挙運動用自動車上における選挙運動のために使用する者」（車上運動員）には当たらず、一般的な選挙運動員と解されている。そのため、設問のとおり1日8時間のうちの6時間労務者としての従事実態が認められる場合においても報酬を支給することはできない。

(私たちが拓く日本の未来 97頁)

Q14

選挙が始まりました。ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。

A

候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ビラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても一般的には選挙運動になりますので、満18歳未満の者が行なうことは禁止されます。また、配れる選挙も限られ、配れる場所も演説会場内や街頭演説の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、注意が必要です。

また、チラシを配る者が、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、選挙運動は原則として自発的に無報酬で行なうものであるとされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動に関する事務に従事する者、選挙運動用自動車での車上運動員や手話通訳者に対するものを除き、買収罪に当たることとなります。

なお、公職選挙法に規定されている範囲内で交通費などの実費を支払うことはできるため、こうしたものを受け取ることはできます。

(私たちが拓く日本の未来 100頁)

Q21 公職選挙法違反を行った場合、20歳未満でも罰せられますか。

A 満20歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。

一方、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、^{*}連座制の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく刑事処分の対象となります。

なお、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならぬこととされています。

^{*}連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。